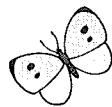


トピックス topics

第22号  
H22.3

京	農	業	会	議
都	だ	よ	り	

発行 京都府農業会議  
〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館内  
TEL: 075 (441) 3660 e-mail: k\_noukai@agr-k.or.jp

- p1 ◆農地を活かす視点で、改正農地法に対応しよう！
- p2 ◆すべての農業委員会が研修を実施
- p2 ◆総力あげて適正な事務実施を！
- p3 ◆改正「相続税納税猶予制度」がスタート
- p3 ◆田舎ぐらし現地ツアーに33人
- p4 ◆府内初の「農業体験農園」オープンへ
- p4 ◆“就農・就業相談会”で希望者50人に対応

## 農地を活かす視点で、改正農地法に対応しよう！

### 府内5ブロックで農業委員が研修

京都府農業会議は、12月から2月にかけて、府内5カ所で「ブロック別農業委員研修・交流会」を開催し、農業委員を中心に約200名が参加しました。

今年度の研修・交流会では、農地法等の改正に伴い農業委員会の果たす役割が質・量ともに重くなったことを受け、「農地を守り活かす視点で、どう対応するか」を統一テーマに研修と交流を行いました。

ブロック名 対象農業委員会	開催日 会場名 (開催地)	参加人数 (うち農業委員)	内 容
京都乙訓ブロック 京都市、向日市、 長岡京市、大山崎町	12月21日(月) ルビノ京都堀川 (京都市)	33人 〔うち農業委員 18人〕	挨拶 主催者：中村常任会議員 講演 「農空間保全条例と農業委員会の遊休農地対策」 植木貞男氏(堺市農業委員会会長) 分散会(2班)
山城北ブロック 宇治市、城陽市、 久御山町、八幡市、 京田辺市、井手町、 宇治田原町	1月25日(金) 石清水八幡宮 (八幡市)	52人 〔うち農業委員 36人〕	挨拶 主催者：完岡常任会議員 来賓：安田山城広域振興局長 講演 「農業サポーター制度を利用した遊休農地対策」 吉野英三郎氏(箕面市農業委員会事務局長) 分散会(3班)
南丹・中丹ブロック 亀岡市、南丹市、 京丹波町、綾部市、 舞鶴市、福知山市	2月3日(水) 上林山荘 (綾部市)	52人 〔うち農業委員 36人〕	挨拶 主催者：大島常任会議員 来賓：西村中丹広域振興局農林商工部長 現地視察「奥上林地区の現状と今後の課題と展望」 &講演 諏訪實幸氏(綾部市農業委員) 分散会(3班)
丹後ブロック 宮津市、与謝野町、 伊根町、京丹後市	2月19日(金) セントラール京丹後 (京丹後市)	31人 〔うち農業委員 17人〕	挨拶 主催者：宇野常任会議員 来賓：丹下丹後広域振興局農林商工部長 現地視察 中村啓次郎氏(京丹後市農業委員) &講演 山口昌夫氏(京丹後市農業委員会事務局) 分散会(2班)
山城南ブロック 木津川市、笠置町、 和束町、精華町、 南山村	2月22日(月) むくのきセンター (精華町)	33人 〔うち農業委員 20人〕	挨拶 主催者：但馬常任会議員 来賓：安田山城広域振興局長 講演 「農地の保全と有効利用の取り組み」 中村安秀氏(城陽市農業委員会事務局長) 分散会(2班)

※分散会では、法令事務と促進事務(耕作放棄地対策や農政活動)の多彩な活動について、全委員会から発表を行い、今後の取り組みについて意見交換しました。

「新たな農地制度」の円滑な運用に向けて

すべての農業委員会が研修を実施

農地法等の改正で、農業委員会は8項目の「新たな役割」を担うことになりました。京都府内では、昨年秋以降、改正農地法等の周知徹底、現場への定着、円滑な運用を図るために、すべての農業委員会が研修を行いました。

農業会議は、京都府と協力して、次の研修会に出席して講師をつとめました。

<p>◆農業委員会協議会が開催した研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○〈農業委員研修〉                     <ul style="list-style-type: none"> <li>宇治ブロック：11月5日（久御山町）</li> <li>南丹ブロック：12月1日（亀岡市）</li> <li>綴喜ブロック：12月2日（京田辺市）</li> <li>相楽ブロック：12月4日（木津川市）</li> <li>丹後ブロック：12月17日（京丹後市）</li> <li>乙訓ブロック：2月5日（大山崎町）</li> </ul> </li> <li>○〈事務局職員研修〉                     <ul style="list-style-type: none"> <li>南丹ブロック：9月2日（亀岡市）</li> <li>丹後ブロック：11月6日（与謝野町）</li> <li>中丹ブロック：12月18日（綾部市）</li> </ul> </li> </ul>	<p>◆農業委員会が開催した研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精華町：9月7日</li> <li>長岡京市：10月5日</li> <li>京丹波町：10月7日</li> <li>宇治田原町：10月13日</li> <li>京田辺市：11月17日</li> <li>和東町：1月15日</li> <li>京都市：2月1日</li> <li>綾部市：3月8日</li> <li>八幡市：3月19日</li> </ul> <div data-bbox="1189 526 1428 840" style="text-align: right;"> </div> <p style="text-align: right;">研修で使用したテキスト</p>
---	---

農業会議は、農業委員会の体制整備への理解と支援を求めするため、京都府市長会・町村会への要請を行うとともに、農業委員会の事務局長会議・担当者会議を開催し、当面の実務課題や予算確保等について協議しました。

<p>◆体制整備に係る要請を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府町村会・汐見会長への要請：10月9日</li> <li>○京都府市長会・橋本会長への要請：10月14日</li> <li>○京都府町村会・副町村長への説明と要請：11月10日</li> <li>○京都府市長会・副市長への説明と要請：11月20日</li> </ul>	<p>◆農業委員会事務局長会議等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農地法改正に伴う申請手続き等に係る意見交換会：12月8日</li> <li>○農業委員会事務局長会議：1月29日</li> <li>○農業委員会担当者会議：3月15日</li> </ul>
---	--

法改正を機に  
総力あげて  
適正な事務実施を！

平成二十一年十二月に新たな農地法が施行されました。農地法の改正をはじめとする今回の新たな農地制度が、地域農業の現場で、農地の保全と有効利用や担い手の育成などで実効性を上げるためには、これの運用に当たる農業委員会の役割は非常に重要です。

今後、農村や農業への一般市民や企業等の参入が増えることにより、農地法に基づく審議のあり方が厳しく問われます。そのため昨年から、国では農業委員会が行う事務が的確に実施されているのかどうかを検証しています。

今回の法改正で農地の権利移動の規制が緩和されたことにより、今まで以上に農地行政に対する関心と期待が高まっています。今後、農業委員会や農業会議は、改正農地法の内容をより正確により広くアピールしながら、農家や農外関係者の理解と協力を得て、農地実務を進めていく必要があります。

なお、事務の充実と検証が求められているのは次の課題です。

- 【法令事務】
  - 農地の権利移動や農地転用の案件で、法令と基準に基づき適正な審議
  - 議事録の作成と縦覧による審議経過や判断の透明性の確保
- 【促進事務】
  - 無許可転用や許可目的外転用のチェックと適切な指導
  - 計画的・持続的な農地パトロールによる調査・啓発活動
- 【活動計画に基づく組織運営】
  - 「活動計画」の作成、点検及び公表

# 改正「相続税納税猶予制度」がスタート

— 農業委員会の担当者会議で説明 —

改正農地法等の施行（平成21年12月15日）と同時に、改正「相続税納税猶予制度」が施行され、新たに「特定貸付け」や「営農困難時貸付け」の仕組みが導入されました。

そこで、農業会議では、3月15日に農業委員会担当者会議を開催。近畿農政局（構造改善課・山本係長）を講師に招き、新しい制度の運用について詳しい説明を行いました。

## 〈改正のポイント〉

今回の改正のポイントは、次の5点です。

- (1) これまで、相続税納税猶予制度については、相続人みずから農業を営むことを前提として、農地を貸すと打ち切りになっていました。改正により、市街化区域を除く一般農地で「特定貸付け」（農業経営基盤強化促進法による農地の貸付け）を行う場合は、相続税納税猶予が継続されることとなりました。なお、市街化区域については従来同様なのでご注意ください。  
 今後は、「特定貸付け」を行う場合、納税猶予の特例適用農地の終身利用が必要です。「20年自作で納税免除」の適用は受けられません。
- (2) 身体障害等により営農継続が困難になった場合には、農地の貸付けを行っても、納税猶予が継続されることとなりました。（「営農困難時貸付け」といいます）
- (3) 疾病・災害等のやむを得ない事情のため一時的に営農できない場合については、営農を継続しているものとする取扱いが国税庁長官通知で明確化されました。
- (4) 納税猶予打ち切りとなる「耕作の放棄」の該当要件が、農業委員会から所有者に「遊休農地である旨の通知」（農地法第32条）があったこととされました。
- (5) 相続税又は贈与税の納税猶予を受けている農地のうち、免除事由が「終身農地利用」又は「終身営農」の農地について、利子税が引き下げられました。

綾部コース

美山・和知コース

## 田舎ぐらし現地ツアーに33人参加

— I・Uターンの心得、空家情報を受入地域で実感 —

農業会議は、「京の田舎ぐらし・ふるさとセンター」を設けて、農村への移住を希望する相談者を農村現場につないでいます。その取り組みの一環として、12月に綾部コースと美山・和知コースの「田舎ぐらし現地ツアー」を実施しました。

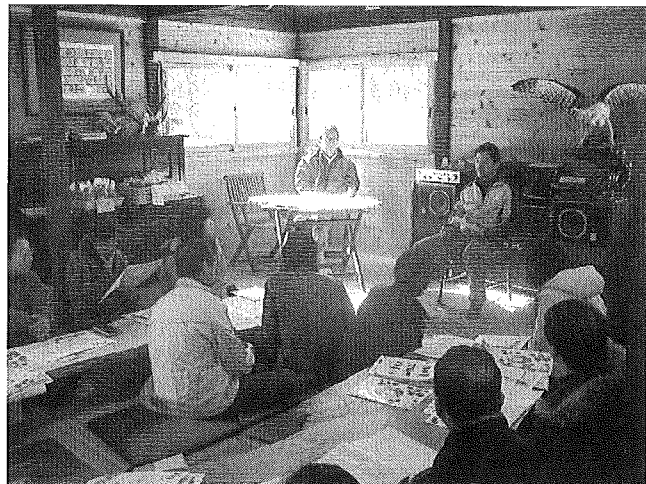
綾部コースには19名、美山・和知コースには14名がそれぞれ参加し、I・Uターンなどでの田舎ぐらしの心得や、地域状況、空家情報について説明を受けました。参加者からの様々な質問には、受入地域のリーダーらがきめ細かく回答。今回の現地ツアーをきっかけにして、各参加者の田舎ぐらしの成功が期待されています。

### 【綾部コース】

- ・綾部市小畑地区、志賀郷地区、  
里山ねつとあやべ、口上林地区

### 【美山・和知コース】

- ・南丹市美山町「田歌舎」（写真）、  
京丹波町和知



# 府内初の「農業体験農園」オープンへ

## 京都市農業委員会が開設を支援

農業会議は、全国農業会議所とともに、都市地域での農業体験農園の開設を進めてきました。このほど、その第1号となる「久我みやにし・ふれあい農園」(同市伏見区久我森ノ宮町)が、今年4月の開園に向けて、2月5日から募集を開始しました。

この農園は、京都市農業委員会が、昨年春から、都市農家の新たな農業経営のモデルとして、また相続税納税猶予制度を継続できる仕組みとして開設を支援してきたもので、元農業委員(農政部会員)の多田嘉嗣さんが、自分の農地13aで、40区画(1区画あたり約25㎡)を開設します。

多数の品目の野菜栽培を計画していることから、経験豊富な同委員会の農政部会が協力することとなります。同農業委員会では、「今後、市内一円で農業体験農園を普及する際の、モデル園として育成したい」としています。

また、これとは別に、山科区でも、NPO法人京都園芸福祉研究会代表の溝川長雄さんが、農業体験農園「すこやかファームおとわ」(40a)の開設をめざしています。

## “就農・就業相談会”で希望者50人に対応

### 受入側の12経営体が応じる

京都府農業会議は、1月31日に京都テルサで、府内で就農・就業を希望する相談者を対象に「新規就農・就業相談会」を開催しました。

当日は、新規就農・就業の希望者50人が参加。参加者は、求人側の農業法人(7ブース)や就農相談コーナー等の計12ブースを回り、熱心に相談しました。

この相談会では、2名の新規採用(農業法人2社に各1名)が決定したほか、5名の現地訪問・面接の約束が成立。大きな成功となりました。

## 農林水産業の新規就農、就業の相談は京都ジョブパークをお訪ねください。

ジョブパーク農林水産業コーナーでは、府内で農林水産業に新規就農・就業を目指す方々の相談に応じています。ジョブパークの相談を入口に、多くの新規就農・就業者が生まれています。

最近では、農業法人への就職を求める若者が目立ちます。

### ジョブパーク 農林水産業コーナー

京都テルサ西館3F  
京都市南区東九条下殿田町70  
(市バス九条車庫南)  
TEL (075) 682-1800

